1 条例の検討の流れ (イメージ)

条例骨子の作成 (~令和6年8月)

- ○市が作成した条例骨子(たたき 台)に対する条例有識者会議の 委員への意見照会(令和6年5 月)
- ○第2回有識者会議の開催(令和 6年6月28日)
 - ・自由討論、国の動きの共有
- ○第3回有識者会議の開催(令和 6年8月30日)
 - ・ 条例骨子イメージの共有

条例素案の作成 (~令和7年1月)

- ○地域コミュニティ活性化に関する懇談会の開催(令和6年9月)
 - ・条例素案に関する意見交換
- ○第4回有識者会議の開催 (令和6年10月下旬)
 - ・条例素案イメージの共有

令和7年1月閉会中 総務委員会で条例素案の報告

条例案の作成 (~令和7年9月)

- ○第5回有識者会議の開催(令和7年3 月下旬)
 - ・地域団体等への説明会の結果の共 有、自由討論
- ○地域コミュニティ活性化に関する懇談 会の開催(令和7年3月)
 - ・条例案に関する意見交換
- ○第6回有識者会議の開催(令和7年6 月中旬)
 - ・条例案イメージの共有、論点整理
- ○有識者委員への条例案の情報提供(令 和7年8月中旬)

令和7年9月総務委員会で 条例案の報告

条例最終案の作成 (~令和7年12月)

- ○条例案に対する市民意見公募 での意見を反映させ、条例最終 案を確定させる(令和7年11 月中旬)。
- ○有識者委員への条例案の情報提 供(令和7年11月中旬)

令和7年12月市議会定例会 に条例案を提出

広報•周知

- ○条例の概要を説明 する広報動画を作 成する。
- ○条例解説書を用いて、ホームページ、SNS等での広報・周知を行う。

条例解説書の作成(~令和7年12月)

○条例の広報・周知に活用するため、有識者委員の意見を聴きながら、条例解説書(逐条解説)を作成する。

条例骨子に意見反映



持続可能な地域コミュニ ティの実現に向けたシン ポジウム(令和6年2月4 日開催)

持続可能な地域コミュニ ティの実現に向けた市民 等の意識啓発を図る。 持続可能な地域コミュニティの実現に向けたワークショップ (第1回(令和6年3月23日、24日開催)、第2回(令和6年5月18日、19日開催))市民、事業者、地域団体の各主体から幅広く意見を聴き、条例検討の参考とする。

条例案に意見反映



地域団体等への説明会の開催

(令和7年1~3月) 条例素案を取りまとめた後、 各区において全学区の地域団 体等を対象とした説明会を開 催し、条例素案に関する意見 を聴く。

条例最終案に意見反映



条例案に対する市民 意見公募

(令和7年9月下旬 ~10月中旬)

2 条例の構成

地域コミュニティ活性化を主題とする条例及び町内会・自治会等への加入促進等に係る規定を含む条例を先行して制定している他の政令市を参考にして、条例の構成を検討した場合、以下のような構成とすることが考えられる。

前文	本市の地域コミュニティに対する基本認識や目指す将来像を明示する。
目的	条例を制定する目的を明示する。
定義	この条例で使われている用語の意味を定める。
基本理念	条例を制定する上で基本となる考え方を明示する。
各主体の役割	地域コミュニティに関わる各主体(市民、地域団体、ひろしまLMO、事業者)が、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、どのような役割を果たすべきかを明示する。
市の責務	持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、市の責務を明示する。
施策の基本方針	地域コミュニティ活性化に関する市の施策の基本方針を明示する。
財政上の措置	地域コミュニティ活性化に関する市の施策の実施に必要な財政上の措置について明示する。

条例骨子(たたき台)に関する意見照会で得られた有識者会議委員からの御意見 (作野委員)

- ・「前文」が非常に重要な役割を担ってくると思う。ここに、キーワードの概念が定義されるとと もに、相互の関係性が示されると思う。
- ・コミュニティの「活性化」という表現を用いる際には、「活性化」すること自体が目的となってしまわないよう常に留意する必要がある。団塊の世代の皆さんは、人々が集まったり、集団で同じ方向を向いていたりすることを望まれることが多いが、これからは「個別最適化」を求める時代に向かっていく。その際に、ゆりかごのような存在であり、活動のプラットフォーム的存在であるのが地域コミュニティだと思う。地域コミュニティ自体が常に活発である必要はない。求められることは、信頼され安心感が得られる温かい地域だと考える。このため、条例名に「活性化」の文言を含めるのであれば、「活性化」の意図を前文などで丁寧に整理しておいたほうがよい。

(デラコルダ川島委員)

・構成については、「財政上の措置」が必要だと考える。ただ、財政的サポートについて、「施策 の基本方針」にも書くべきかどうか、わからない。

(丸山委員)

- ・全体の構成は現状でよいと考える。
- ・他市ではコロナ前に制定されており、地域コミュニティに向けた危機意識や地域の衰退は、その頃に比べて格段に深刻化している。特に、子育て環境をはじめ、孤立・孤独、貧困、生活基盤サービス、交通など、地域課題は多岐にわたるものの住民レベルで対応すれば十分解決が見込めるものも多い。こうした点から、条例には、住民の役割や責務、事業者や関連団体の役割など、かなり踏み込んだ書きぶりが必要ではないか。

(参考:他の政令指定都市における地域コミュニティ活性化に関する条例について)

都市名		札幌市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	京都市	福岡市	
条例名		札幌市未来 へつなぐ町 内会ささえ あい条例	さいたま市自治を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例	千葉市市民 自治による まちづくり 条例	川崎市町内 会・自治会 の活動の活 性化に関す る条例	横浜市地域 の件をはずく でするの構築 を促進する 条例	京都市地域 コミュニティ活性化推 進条例	福岡市共創 による地域 コミュニテ ィ活性化条 例	
	制	定年度	令和4年度(令和5年度施行)	平成 24 年度 (平成 24年度施行)	令 和 元 年 度 (令和2年度施行)	平成 26 年度 (平成 27 年度施行)	平成 22 年度 (平成 22 年度施行)	平成 23 年度 (平成 24 年度施行)	令和3年度(令和4年度施行)
	前文		0	×	0	×	0	0	×
	目的		0	0	0	0	0	0	0
	定義		0	0	0	0	0	0	0
	基	基本理念等	0	0	0	0	×	0	0
		市民等の役割	0	×	0	×	0	0	0
	各主体	町内会等の役割	0	0	0	0	×	×	0
	の	地域団体等の役割	×	×	0	×	×	×	×
	役割	地域運営組織等の役割	×	×	0	×	×	×	0
		事業者の役割等	0	×	0	0	0	0	0
-	ī	市の責務等	0	0	0	0	0	0	0
	施策の基本方針		×	×	市民の自立 的な活動の 推進	×	0	×	×
	財	政上の措置	0	0	×	×	×	0	×
条文の構成		の他の項目	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· 委任	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・町内会・自治会をに関する。関すの提供	・市職員の 青務 ・表任	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・学校の役割

3 条例の項目、内容(骨子たたき台)及び有識者会議委員等からの御意見

項目	本市が作成した条例骨子(たたき台)	条例骨子(たたき台)に関する意見照会等で得られた有識者会議委員などからの御意見
前文	○本市の地域コミュニティに対する基本認識や目指す将来像を明示する。	【有識者会議委員からの御意見】
	・地域コミュニティがこれまで果たしてきた役割	(伊藤委員)
	・様々な社会的要因の変化による地域コミュニティの活力低下及びその影響	①前文でひろしまLMOのことを記載しようとすれば、定義が必要になるのではないか。また、前文
	・ビジョンの基本理念の下、ひろしまLMOが主体となった共助の精神に基づく住民主体のまちづく	でひろしまLMOの理念のようなものを伏線として提示し、本文につなげていけばよいのではない
	りの機運の醸成	か。
	・持続可能な地域コミュニティの実現を目指す上でのひろしまLMOが果たす役割	②「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」にある「自分たちのまちは自分たちで創り、守る」と
	・地域社会の産業、福祉、教育など様々な分野における若者、高齢者、外国人など様々な属性を持つ	いう言葉を「前文」又は「私たちの役割」の項で使うことはできないか。
	市民及び各種地域団体、事業者、NPOなど地域を基盤として活動する多様な主体と地域コミュニ	③「地域社会における「競争」・・・」の箇所は、「「競争」を重視する社会システムから、地域社会での
	ティとの関係性	「協調」を基調・・・」の方がよいのではないか。「地域社会での「競争」」という表現に違和感があ
	・地域社会における「競争」を重視する社会システムから「協調」を基調とした社会システムへの 換	る。また、「地域の実情に応じた地域課題」という表現は、「地域」という言葉が重複しているのではないか。
	・地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた地域課題を解決することのできる持	(作野委員)
	続可能な地域コミュニティの実現	④「平和を希求する地域」といった要素が必要なのではないか。
		⑤地縁組織と地域運営組織であるひろしまLMOとの関係性を規定する必要がある。
		⑥多様な主体については言及されていると思うが、これらの主体が「みんなで」地域をつくるといっ
		た発想を前面に出す必要がある。
		(デラコルダ川島委員)
		⑦第1回有識者会議で、地域差が指摘されていた。各地域の特性、外国人を含めた多様性・多文化に
		も言及した方がよい。
		(丸山委員)
		⑧第1回有識者会議の「テーマごと、シーンごと」「多様な地域特性」「ゾーニング別」の意見を踏まえ、「地域の多様性に応じたコミュニティの実現を共通認識する必要がある」という点について追記してはどうか。
		⑨協調は「空気を読む」といった消極的な意味で捉えられることもあるため、より能動的な意味合い を持つ「協働」を用いてはどうか。(山田委員)
		⑩一般論にならず、政令指定都市でありながら市街地と郊外地を有している広島市の地域特性を踏ま
		えた文言となることが重要ではないか。
		⑩地域運営組織は平成の大合併時に全国的に展開されたが、広島市ではなぜ今のタイミングなのかと□ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		いうことにも言及する必要があるのではないか。
		②災害時などの緊急時に果たすコミュニティの重要性にも言及してほしい。
		⑬総務省の「地域運営組織」は Regional の頭文字を取った「RMO」であるが、広島市では Local の
		頭文字を取った「LMO」を採用したある種のこだわりがあるとすれば、広島市の地域特性に関係
		して触れてほしい。

目的	(伊藤委員)
	るのではないか。 (作野委員) ゆ今後、キーワードとして「協創」や「共創」といった理念がますます重要になってくるので、何かの形で言及してはどうか。 ゆ 「地域共年社会」というキーワードは賛成だが、その言葉の使い方は人によって異なるため、使い方に気を付ける必要がある。 (デラコルダ川島委員) (ジ 「共助」というまり、多様性とかインクルーシブ(すべてを包んだという意味)、インクルージョ(包含という意味)といった用語を用いて、地域住民相互の立場を尊重するという表現がよいとえる。 (丸山委員) (参第1回有識者会議で山田委員から意見のあった「自治体の条例と地域自治組織のビジョン及び計はセットである」という意見は、これからの地域づくりに必要不可欠な要素であると考える。ビョンと計画を上台にしたコミュニティの実現を目指すを追記してはどうか。(山田委員) (場町内会、自治会の単体レベルでは既に地域の課題解決が限界に達していることを確認したい。その場合、町内会、自治会のコミュニティにおける位置付け、果たすべき役割、加入率向上に向いての対策などとの関連を整理しておく必要があるのではないか。 (事情可能な地域コミュニティの実現」が散見されるが、特に都市部においてどのような状況を対味するのかということについて議論が必要ではないか。

項目		本市が作成した条例骨子(たたき台)	条例骨子(たたき台)に関する意見照会等で得られた有識者会議委員などからの御意見	
定義 (○次の用語の定義を明示する。		【有識者会議委員からの御意見】 (伊藤委員)	
	用語	定義	②「私たち」あるいは「市民」の定義は必要ないか。千葉市の条例には「わたしたち(市内に住むも	
	地域コミュニティ	本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。	の、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等)」という表現がある。関係主 体を明記することで、それぞれの役割につながるように思う。	
	地域活動	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域 において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する 活動をいう。	(作野委員) ②「問題」と「課題」は意味が異なる。「問題」は地域社会にとって好ましくない事案であるのに対して、「課題」は解決すべき対象と認識された事案であると捉える。そのような意味では、「問題解	
	自助	住民一人ひとりが自らの問題解決のために行動することをいう。	決」よりも「課題解決」と表現する方がよいかもしれない。	
	共助	住民同士が協力しながら、地域とそこに暮らす住民の問題解決のために行 動することをいう。	②「地域共生社会」をキーワードとするならば、定義が必要かもしれない。 (デラコルダ川島委員)	
	公助	住民自らや地域の協力では解決できない問題について、公的機関が解決のためのサービスを提供することをいう。	②自助には、個人だけでなく各家庭や世帯などの家族も含まれるかもしれない。第1回有識者会議で指摘があったように、条例に直接記述されない用語についても定義をしておいた方がよいと思う。	
	ひろしまLMO ※ その他、必要に応	概ね小学校区を活動範囲とした地域を代表する組織として、地域の実情に応じて、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会等が中心となって、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志などの多様な主体と連携しながら、地域の情報・将来像の共有や、地域課題の解決に向けた様々な活動の企画・検討、広報等に取り組む体制を有するものであることを本市が認定した組織をいう。 じて用語を追加する。	(丸山委員) ②「住民」と「市民」の表現の統一が必要ではないか。 第1回有識者会議では「フリーライダー」や「加入しない人」等が課題との意見があったが、この条例制定を機に積極的な参画を促す観点と、人口流動や情報化を踏まえ、地縁に限らない幅広い人々の参画を得る観点から、「住民」の定義について、例えば「住民票のある人、生活の拠点とする人のほか、通動通学する人や親戚縁戚にある人、さらに生まれ育ち市外へ転居した人や観光などで訪れる人など」としてはどうか。 ③「地域活動」の定義にある「地域的な共同活動」について、地縁型やテーマ型が混在し、閉鎖性も都市部特有の特徴であるため、「その地域に関わる人や主体による協働活動」としてはどうか。(山田委員) ②「地区社会福祉協議会」は広島市のコミュニティ政策における特徴的存在なため、同協議会の定義を規定してはどうか。 ③「協同労働団体」の定義を規定してはどうか。 ③「地域コミュニティ活性化ビジョン」の概説を規定してはどうか。 ③「小ろしまLMO」の定義に見られる地域代表性・既存団体活動の連携機関・地域課題解決のための意思決定機関・地域住民の合意形成期間・地域課題解決の実質的実行機関・補助金や交付金の一本化した交付機関などの要件の確認が必要ではないか。それらは一般的に、他都市の条例では「地域運営組織」の要件として整理されている項目である。	

基本理念 ○「地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる特 続可能な地域コミュニティの実現」 ・ 「おもゆる主体」よりも「多様な主体」の方がよいかもしれない。 ②「持続可能な地域コミュニティ」とはどのような地域コミュニティであるのかについて、どこかで言及する必要があると思う。 (デラコルグ川島委員) ③「諸課題の解決」という現状の問題を示すよりは、「持続可能なコミュニティの活性化と実現」といった表現の方がよいと思う。 (大山委員) ④「一緒になり、」より「対話を続け、」のほうが、多様な主体の参画と一人ひとりの主体性を促す意図がより明確になわるのではないか。 ◎シンボジウムでの「地域への愛着を築く」ことと広島らしさとの連動を基本理念に据えてはどうか。単に、地域課題解決をするにとどまらず、幸福度や満足度を向上させる取組を通じた住民のウェルビーイング実現に必要な地域コミュニティを基本とする伝え方がポジティブに捉えられ、ビジョン化することもできる。	項目 本市が作成した条例骨子(たたき台)	条例骨子(たたき台)に関する意見照会等で得られた有識者会議委員などからの御意見
	基本理念 ○「地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持	【有識者会議委員からの御意見】 (作野委員) ③ 「あらゆる主体」よりも「多様な主体」の方がよいかもしれない。 ② 「持続可能な地域コミュニティ」とはどのような地域コミュニティであるのかについて、どこかで言及する必要があると思う。 (デラコルダ川島委員) ③ 「諸課題の解決」という現状の問題を示すよりは、「持続可能なコミュニティの活性化と実現」といった表現の方がよいと思う。 (丸山委員) ④ 「一緒になり、」より「対話を続け、」のほうが、多様な主体の参画と一人ひとりの主体性を促す意図がより明確に伝わるのではないか。 ⑤シンポジウムでの「地域への愛着を築く」ことと広島らしさとの連動を基本理念に据えてはどうか。単に、地域課題解決をするにとどまらず、幸福度や満足度を向上させる取組を通じた住民のウエルビーイング実現に必要な地域コミュニティを基本とする伝え方がポジティブに捉えられ、ビジ

項目	本市が作成した条例骨子(たたき台)	条例骨子(たたき台)に関する意見照会等で得られた有識者会議委員などからの御意見
各主体の	○市民の役割を明示する。	【有識者会議委員からの御意見】
役割	・地域コミュニティの重要性の理解	(伊藤委員)
	・地域活動への自主的、積極的な参加及び協力	30市内の建築・不動産事業者に対して、「町内会等の加入に関する情報提供」や「町内会費等を共益費の一部として徴収」といった形で協力を依頼してもよいのではないか。
	・住民相互の交流及び協働	③従業員の地域貢献活動については、広島市の地域貢献企業認定制度・地域貢献活動休暇制度整備促
	○地域団体、ひろしまLMOの役割を明示する。	進事業のことに言及してもよいのではないか。
	(地域団体の役割)	(作野委員)
	・活動する分野における情報と知識や専門性を生かした地域の課題の解決	⑧地域コミュニティの重要性を理解するために、「学習」することに言及してほしい。◎ 「ひろしまLMO」の役割として、「地域課題の解決に向けた企画・検討」が記されているが、「直
	・他の団体や市との連携や協力	営部分」は不可欠であり、地域課題を解決する主体になる必要があると思う。また、「企画・検討」
	・地域の課題の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信	では弱く、本来なら「地域経営」や「地域マネジメント」を行う必要があると思う。
	(ひろしまLMOの役割)	⑩地域の活動に「参加」とするよりも「参画」という表現がよいと思う。(デラコルダ川島委員)
	・地域のあらゆる主体との連携	(ノノコルク川島安貞) ④「LMOの重要性を理解し、関心を深める」など、他の市と同じように、市民の役割として明示し
	・地域の情報共有	た方がよい。
	・地域課題を踏まえた地域の将来像の共有	(丸山委員)
	・地域課題の解決に向けた企画・検討	@観光客が地域支援、ボランティア活動等の担い手になったり、WEB を通じて相談支援やコミュニケーションを提供することもあるため、第1回有識者会議での「昼間人口」や「関係人口」、シンポジー
	・地域の住民への広報	ウムでの「よそ者」の意見を踏まえて、勤労者世代、観光等で訪れる人々、また、WEBでつながる
	○事業者の役割を明示する。	人も「市民」としての役割がある点を記載してはどうか。また、地域コミュニティの担い手は、こ
	・地域コミュニティの重要性の理解や地域の一員としての認識	れまで高齢者が中心だったが、上記のように多様な人が市民として参画するために、世代を意識せ
	・地域の活動や本市施策等への協力	ずこどもから高齢者までの「全世代」と捉えている点を追加してはどうか。 ④事業者について、従業員のワークライフバランス実現にも機能するため、地域コミュニティの一員
	・従業員が居住する地域の活動に参加することへの配慮	である点を認識させるとともに、居住する地域のほか勤務地の活動に参画することを後押しする働
	(大東が石山)。3地域が16到10多加)。3 C C ・V/ III 歴	きかけを追記してはどうか。
		●第1回有識者会議の「社会福祉法人の地域貢献」について、厚労省は社会福祉法人公益事業について、「社会福祉充実計画」の策定を明記している。可能であれば、社会福祉法人には、当該財産を地
		域に再投下する計画を策定し、市社協とともに実践力を高める役割がある点を追記してはどうか。
		(山田委員)
		49「ひろしまLMO」は地域団体の連携集合体であるため、「ひろしまLMO」と「地域団体」との関
		係性強化のための項目が必要ではないか。
		【第2回ワークショップ(5/18、5/19 開催)での主な御意見】
		(市民の役割)
		○地域への関心や学習に関する意見
		・地域の全体像を知り、一人ひとりが何をする必要があるのかを継続的に学ぶ。
		・地域に興味・関心を持ち、地域の資源や魅力を知る。
		・地域を考えることから始める。
		・子供の頃から地域の歴史などを知る機会を得ることで、地域愛を育む。 ・主体的に地域の情報を収集する。
		・ 主体的に地域の情報を収集する。 ○自主的、積極的な地域活動への参画に関する意見
		・主体的に地域の一員となるような行動をする。
		・楽しんで参加できるイベントから参加する。
		・自ら活動に参加し、つながりを作る。
		・一人ひとりが地域コミュニティに興味を持ち、積極的に参加する。
		○住民相互の交流や協働に関する意見
		・地域住民以外の関係人口も地域コミュニティの一員として受け入れ、地域固有の課題解決に向
		けて、協力したり協賛し合う。
		・外国人、一人暮らし、つながりのない人など、マイノリティを取り残さないように、自ら声を

項目	本市が作成した条例骨子(たたき台)	条例骨子(たたき台)に関する意見照会等で得られた有識者会議委員などからの御意見
各主体の役割		掛けてつながろうとする。 ・お互いを知り、顔見知りとなり、声が掛け合える関係を作る。 ・町内会の枠を越えて地域団体や企業と楽しくつながる。 ・世代間の連携を図る。 (地域団体の役割) (地域団体の役割) (地域関極の解決に関する意見 ・子どもや保護者等、多世代が参加しやすい地域行事を行う。 ・地域住民のニーズに応じた取組を行う。 ・地域の課題を把握し、課題解決のために企画・行動する。 (他の団体等との連携や協力に関する意見 ・他の地域団体と連携し、イベントを作ったり、集客などの協力を行う。・ 積極的に住民や企業に地域活動への参加を呼び掛ける。・ 様々な世代が参加できる団体を作る。 ・市、企業、地域団体、地域住民をつなぐ。 (情報収集や情報発信に関する意見 ・住民に地域の現状や魅力を伝え、住民が積極的に地域活動を行えるよう働き掛ける。・ I C T等の活用を通して活動を幅広く情報発信する。 ・回覧板等のアナログとS N S 等のデジタルを併用して発信力を強化する。 (事業者の役割) (地域の一員としての企業や地域との調和に関する意見 ・地域に開かれたイベントを開催し、楽しさと人がつながる場を提供する。・ 地域に開かれたイベントを開催し、楽しさと人がつながる場を提供する。・ 地域に開かれたイベントを開催し、楽しさと人がつながる場を提供する。・ 地域に開かれたイベントを開催し、楽しさと人がつながる場を提供する。・ 地域に関かれたイベントを開催し、楽しさと人がつながる場を提供する。・ 地域に関かれたイベントを開催し、楽しさと人がつながる場を提供する。・ 地域に動かの影響を持つ。 法人も地域住民として力を発揮することが大切である。 (地域活動への協力に関する意見 ・ 地域活動にとト、モノ、カネ、場所を提供する。 ・ 地域活動にとト、モノ、カネ、場所を提供する。 ・ 地域活動にとト、モノ、カネ、場所を提供する。・ 地域で実施することが難しくなった地域活動を継続させるために、事業者が地域活動に参画、協力する。
市の責務	 ○市の責務を明示する。 ・基本理念に則った地域コミュニティの活性化の推進のために必要な施策の実施 ・施策の実施に当たっての市民等の多様性及び自主性の尊重 ・事務事業の実施に当たり地域団体等に協力を求める際の、当該地域団体等の負担への配慮 	・地域行事に従業員を参加させる。 【有識者会議委員からの御意見】 (作野委員) ④市の責務として、「必要な施策」のみならず、地域コミュニティがどうあるべきか、その指針や方向性を示す必要があると思う。 (丸山委員) ④市の責務について、第1回有識者会議での「地域の取組の度合いに応じて支援内容が変わる」という意見について、「負担への配慮」ではなく、「活動に必要な支援と助言を総合的に提供できる体制をつくる」といった表記にし、あくまで市は総合調整と管理、進捗確認、情報の収集と分析、発信を行うことをメインとして、支援については別途支援機関や支援チームを構築して当たる方が、柔軟性を維持できるのではないか。

項目	本市が作成した条例骨子(たたき台)	条例骨子(たたき台)に関する意見照会等で得られた有識者会議委員などからの御意見
施策の基本方針	○持続可能な地域コミュニティを推進するための施策の基本方針を明示する。 ・地域団体等による相互の連携を促進するための施策を行うこと ・地域団体が行う地域活動の場の確保に向けた施策を行うこと ・地域団体に対し必要な情報の提供に努めること ・地域団体の新たな担い手となり得る人材の育成に努めること ・ひろしまLMOの構築・運営に関して、設立・運営資金の助成を含めた必要な支援を行うこと ・地域コミュニティの活性化において市民等が果たす役割の重要性について、必要な広報及び啓発を行うこと ・職員に対し、地域コミュニティに関する研修を行うとともに、地域活動への主体的な参加を促進すること	【有識者会議委員からの御意見】 (伊藤委員) ⑧推進体制に関する方針を提示する必要はないか。 (作野委員) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
財政上の措置	○持続可能な地域コミュニティに関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。	【有識者会議委員からの御意見】 (作野委員) ③永続性(継続性)について検討する必要があると思う。 (デラコルダ川島委員) ③財政上のサポートについては、明記すべきと考える。 (丸山委員) ③自主的な地域運営を推進するに当たっては、市からの補助金だけに頼らず自主財源の確保に努めるということも重要であるため、地域運営に必要な活動に係る経済活動を地域においても主体的に検討する等に努める、といった点もあってもよいのではないか。 (山田委員) ③条例でどこまで書くべきか議論が必要である。

項目	本市が作成した条例骨子(たたき台)	条例骨子(たたき台)に関する意見照会等で得られた有識者会議委員などからの御意見
での他	本市が作成した条例骨子(たたき台)	条例骨子 (たたき台) に関する意見照会等で得られた有識者会議委員などからの御意見 【有識者会議委員からの御意見】 (作野委員) ⑩地域活動に参画することの喜び、楽しみ、誇り、生きがいといった要素を盛り込んでほしい。 ⑪地域コミュニティづくりと社会教育との関係は不可欠であることから、多少なりとも言及する必要があると考える。 ⑫ひろしまLMOは校区単位で設置されるため、小学校との結びつきや学校運営協議会との関係について検討する必要があると思う。 ⑬ひろしまLMOの構築に当たっては、地区社会福祉協議会をはじめとした福祉の枠組みを前提として構築されているにもかかわらず、条例では福祉の色合いが薄いことから、その辺りの検討も必要だと思う。 ⑭条例づくりと並行して、広島市地域コミュニティ活性化ビジョンをより深掘りするような市・区レベルでのノウハウの蓄積、人材育成、持続可能にしていくための推進体制の構築が不可欠だと思う。作りっぱなし、任せっぱなしでは、必ず硬直化していくことから、各地区の活動の水平展開とともに、区でのまとまりや市でのまとまりといった垂直的関係も意識する必要があると思う。 (丸山委員)
		 ⑥条例が動き始めて以降の定点観測や、活動の進捗や社会情勢の変化に合わせた変更、アップデートができる余地がある点も追記しておきたい。 【第2回ワークショップ(5/18、5/19 開催)での主な御意見】 ・教育委員会のコミュニティスクールの制度を活用して、地域の課題の解決に向けて小中学校と一緒に取り組む体制を作る。